

火災から・大切な人を守る 住宅用火災警報器を設置しましょう！

平成23年5月31日までに、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。



火災に待たなし！
設置は、今日から



当消防本部管内で、発生した住宅火災でも「住宅用火災警報器」が、設置されていれば助かった火災があります。

早期発見・早期避難・大切な命を守るためにも、「住宅用火災警報器」の設置は、今すぐに！

「住宅用火災警報器」を設置したことで大事にいらなかった奏功事例

例1

仕事明けで帰宅したAさんが、朝食をとるためコンロで煮物を温め居間のコタツで待っていたところ、居眠りをしてしまい煮物がこげつき、その煙で住宅用火災警報器が作動して気づき、ナベのみをこがしました。

例2

留守宅で居間から出火、となりの人が住宅用火災警報器の音に気づき、表に出たところ、換気口から白い煙が出ているのを確認、幸い発見が早く居間のじゅうたんとたたみの一部が焼けただけですみました。

寝室 階段 ▶ 義務設置

居室 台所 ▶ 努力設置



☆住宅用火災警報器に関する質問など、詳しいことはお近くの消防署にお問い合わせください。

お問い合わせ先は 最寄りの消防署へお願いします。

近江八幡消防署 ☎33-5119 八日市消防署 ☎22-7610 日野消防署 ☎52-0119
能登川消防署 ☎42-0119 東消防出張所 ☎29-0111 南消防出張所 ☎55-0119

お問い合わせ等は、加入電話または下記の情報案内をご利用ください。

聴覚障害者の方
消防緊急ファックス
FAX 22-2100

火災の問い合わせ
消防情報案内
☎23-5599

病院の問い合わせ
医療情報案内
☎23-3799

パソコン、携帯電話からも
今診てもらえる医療機関を探せます。
パソコンで検索 <http://www.shiga.go-net.jp/>
携帯電話で検索 おのバーコードを読み取り専用ダイヤルの携帯電話で読み取って下さい。

